

財務省告示第二百八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十九年八月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月十七日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二十六回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債の額は、額面金額で百六十億円	額で百億千二百万円
			八千八百万円、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二十一条の規定に基づき発行する利付国債の額は、額面金額で百六十億円	

六 払込金額

五百六十億三千二百万円

七 最低額面金額

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

八 振替単位

する。平成十九年八月二十日

九 発行日

額面金額百円につき百円二十銭

十 募集の価格

年一・八パーセント

十一 利率

額に加えて、次の算式により算

十二 経過利率

出した金額を第十九号に規定する。額に日本郵政公社総裁は、払込金額に

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8 \times 0.1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

十三 初期利子

ができる。

平成十九年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十九年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払集場所

平成十九年八月七日から平成十九年八月十四日まで

十九 払込期日

平成十九年八月二十日